

PFAS「水道水では低減」

米軍、基地調査を拒否

高濃度の有機フッ素化合物（PFAS）検出を受けて県が米軍基地内の立ち入り調査を申請していることに対し、水道水の段階では汚染による影響が低減されていることを理由に対応が不要だとし、在日米軍が立ち入り調査を拒否していることが11日、日米関係者への取材で分かった。関係者によると、米軍は11日まで立ち入り申請に対し、初めて文書で日本側に回答した。（2面に関連）

水源汚染 実態を無視

汚染状況が続く中、県など自治体が低減に取り組んでいる実態を無視し、責任を放棄しようとする米軍の姿勢が改めて露呈した。関係者によると、米軍が立ち入りを拒否したのは嘉手納基地とキヤンプ・ハンセン、普

天間飛行場。米軍は回答内容を日本側から公表するよう求めているが、日本政府は対応を保留している。米軍は、嘉手納基地については県企業局がPFASが高濃度で検出された水源からの取水を止めていること、

ハンセンについては金武町が地下水の取水か、たことを挙げ、PFAS

Sを低減した水を供給できているとして対応不要とした。普天間飛行場については、湧き水が水道水源になっていないと主張した。

県企業局はPFAS対策費として2016～22年度の間に約26億円を費やした。このうち防衛省や厚生労働省からの補助を省いた企業局負担は約12億円だった。今後10年間で80

億円以上が必要になると見込み、水道料金値上げの一因にもなるなど、負担は県民に重くのしかかる。

金武町は地下水を取水して県企業局の水との混合で供給していた

が、取水停止を余儀なくされた。金武、並里の2区には送水管工事に約2億3500万円を投じて地下水の取水を中止し、企業局水のみに切り替えた。

（明真南斗、知念征尚）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）（以下「両締約国」と総称する。）は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づく日本国における合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における

国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

環境の管理の重要性及び当該管理が合衆国軍隊の駐留に関連する公共の安全に対する危険の管理（条約第

六条の規定に基づいて合衆国が使用を許される日本国内の施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）

又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における汚染の防止を含む。）に貢

第一条

この協定は、合衆国軍隊に関連する環境の管理のための両締約国間の協力を促進することを目的とする。

第二条

両締約国は、施設及び区域又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における公共の安全（人の健康及び安全を含む。）に影響を及ぼすおそれのある事態に関する入手可能なかつ適当な情報を相互に提供するため、合同委員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

第三条

1 合衆国は、自国の政策に従い、施設及び区域内における合衆国軍隊の活動に関する環境適合基準を定める確定した環境管理基準（日本国については、「日本環境管理基準」（以下「JEGS」という。）という。）を發出し、及び維持する。JEGSは、漏出への対応及び漏出の予防に関する規定を含む。合衆国は、当該環境適合基準についての政策を定める責任を負う。

2 JEGSは、適用可能な合衆国の基準、日本国の基準又は国際約束の基準のうち最も保護的なものを一般的に採用する。

3 両締約国は、合衆国がJ E G S の改定を發出する前に、又はJ E G S の改定が円滑に行われるために日本国が要請したときはいつでも、J E G S に関連して合衆国が日本国の基準を正しく、かつ、正確に理解していることを確保するため、合同委員会の環境分科委員会において、協力し、及び当該基準について協議する。

第四条

両締約国は、特定された日本国の当局が次に掲げる場合における施設及び区域への適切な立入りを行うこととができるよう合同委員会が手続を定め、及び維持することに合意する。

- (a) 環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合
- (b) 施設及び区域（二千十三年十月三日付けの日米安全保障協議委員会の共同発表において言及されている日本国へ返還される施設及び区域を含む。）の日本国への返還に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合

第五条

1 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、この協定の実施に関するいかなる事項に

ついても合同委員会の枠組みを通じて協議を開始する。

- 2 両締約国は、この協定の実施に関連して両締約国の間に紛争が生じた場合には、地位協定第二十五条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。

第六条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。
- 3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年九月二十八日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日米合同委員会

件名：環境に関する協力について（2015年9月28日）

1. 参照：

- a 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
- b 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
- c 1997年3月31日付け合同委員会宛て覚書「事件・事故の通報手続」
- d 1996年12月2日付け合同委員会宛て覚書「合衆国の施設及び区域への立入許可手続」
- e 1973年11月29日付け合同委員会宛て覚書「環境に関する協力について」

2. 目的：

両国政府が環境の管理のために成功裡に取り組んできたこと，合衆国軍隊が使用している施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）における作業が公共の安全に妥当な考慮を払って行われなければならない旨の参照1 aの第三条に基づく合衆国の義務並びに日本国への施設及び区域の返還に関する参照1 aの第二条の規定を認識し，本覚書は，特定された日本国の当局が参照1 bの第四条に規定する二の場合における施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう手続を定める。

3. 環境に影響を及ぼす事故（すなわち，漏出）が現に発生した場合における立入手続：

参照1 cに基づいて，環境に影響を及ぼす事故（すなわち，漏出）についての通報が行われたとき，

a 日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局は、地方防衛局又は防衛事務所を通じて、現地米軍司令官を介して在日米軍司令官又はその指名する者に対し、漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置について、日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局が現地視察を行うことを認めるよう申請することができる。在日米軍司令官又はその指名する者は、地域社会との友好関係を維持し、及び環境の管理のための協力を強化することを希望して、申請に対して全ての妥当な考慮を払う。在日米軍司令官又はその指名する者は、回答を行うに当たり、申請を認めることが軍の運用を妨げるか、部隊防護を危うくするか、又は施設及び区域の運営を妨げるか否かについて考慮し、実行可能な限り速やかに回答する。申請が認められる場合には、当該視察は、漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置又はその他の運用を妨げない方法によってのみ行うことができる。

b 3 aに規定する現地視察のための申請に関連して、日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局は、地方防衛局又は防衛事務所を通じて、合衆国軍隊が行うサンプルの採取と併せて、サンプルを採取することを申請することもできる。当該申請には、媒体（水、土壌又は大気）及び場所等、サンプル採取のためにいかなる種類の活動を求めているかに関する詳細な情報を含めるものとする。在日米軍司令官又はその指名する者は、サンプルの採取に関する個々の申請を認める。申請が認められる場合には、当該サンプルの採取は、漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置又はその他の運用を妨げない方法によってのみ行うことができる。

c これらの視察の実施及びサンプルの採取のための方法及び手続並びにサンプル調査の際に用いられる基準及びその結果の共有については、環境分科委員会を含む合同委員会の枠組みを通じて両国政府の関係当局が取り扱う。

4. 施設及び区域に影響を及ぼし得る環境上の事態における対応：

施設及び区域内の社会の福祉に影響を及ぼし得る態様で、施設及び区域外から生ずる有害物、有害廃棄物又は有害物質の放出が発生したと信ずる合理的理由がある場合には、

a 在日米軍司令官は、日本国政府に対して調査を行うよう申請することができる。日本国政府は、合同委員会の枠組みを通じて、調査の方法について協議し、調査が完了した後に速やかにその結果を共有する。

b 日本国政府は、日本国の法令に従うことを条件として、当該環境上の事態に対処するために適切な措置を講じる。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022JEGS

日本環境管理基準

仮 訳

国防省

日本環境管理基準

2022年4月



発行

在日米軍司令部

【本文書は日本語訳です】JEGSは英語が正文です。日本語訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 JEGS

日本環境管理基準

第1章 概要

1.1 目的

1.1.1 日本環境管理基準 (JEGS) の主要な目的は、日本国内における米国 (U. S.) 国防省 (DOD) 施設によって用いられる環境適合基準及び管理実務を定めることである。本文書は、国防省訓令 (DODI) 4715. 05 「米国外施設における環境法令遵守」 (2018年8月31日 変更2反映) を実施し、国防省規則 (DODM) 4715. 05 「海外環境基本指針文書」 (OEBGD、1～5部、2020年6月29日 変更2反映) に基づくものである。

1.1.2 JEGSは、OEBGD、適用可能な日本政府 (GOJ) の法令及び規則並びに適用可能な国際約束を比較し、最も保護的なものを採用することにより策定された。一般的に適用可能な日本政府の法令とは、国による実施のために都道府県又は地方自治体に具体的に委任されたものを含み、自衛隊 (JSDF) に一般的に適用されるものである。JEGSは、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」、通称「日米地位協定 (SOFA)」第4条の関連規定と一貫するものである。

1.2 適用範囲

1.2.1 JEGSは、日米地位協定第2条1項 (a) に基づき米国に提供される全ての施設及び区域 (以下「専用施設及び区域」という。) における国防省構成機関の行為に適用される。JEGSにおいては、属地的範囲を示す場合、「施設」とは、専用施設及び区域を意味する。施設及び区域には、第2条第4項 (a) のよる共同使用が日本の公的又は私的な者に認められる場合においても、第2条第1項 (a) が引き続き適用される。国防省構成機関は、JEGSを作成する際に国防省環境司令官によって調整された個別の参照文書ではなく、JEGSを環境適合基準として使用しなければならない。国防省を代理して専用施設又は区域において作業を行う受注業者は、JEGSを遵守しなければならない。契約書には、その所要事項が関連し、実施可能である範囲で、JEGSを反映しなければならない。

1.2.2 国防省構成機関は、国防省環境司令官から書面による同意を当初から得られれば、JEGSで要求されるよりも、環境により保護的な補足的規定を发出することができる。より保護的な規定の所要事項は、他の活動及び施設への潜在的な影響並びに日本国政府当局との関係に基づいて評価されなければならない。

第一部 第1章 概要

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3.: 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HM NO.	RQ	
			(ポンド)	(kg)
ヘキサブROMシクロトデカン	678970-15-5			
	678970-16-6			
	678970-17-7			
ペンタクロロフェノール、その塩又はエステル	131-52-2			
	3772-94-9			
	27735-64-4			
	1763-23-1			
<u>パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)</u> 及びその塩類	2795-39-3			
	4021-47-0			
	29081-56-9			
	29457-72-5			
	56773-42-3			
	70225-14-8			
	251099-16-8			
	335-67-1			
	335-95-5			
	2395-00-8			
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) リド (PROSL)	3825-26-1			
	90480-56-1			
	307-35-7			
	18993-26-5			
	36312-81-9			
	63981-28-2			
	219697-10-6			
	219697-11-7			
	221174-07-8			
	276673-33-7			
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) リド (PROSL)	601523-20-0			
	601523-25-5			

&≡このジェネリッククラス又はブロードクラスには、クラスは危険物質であるがRQが割り当てられていないことを示す。
④≡燃焼及び燃焼に関連する活動の結果として、大気中に放出される酸化窒素又は二酸化窒素の量が24時間あたり453,5kg[L,000ポンド]未満の場合は、通知要件が免除される。
1 RQ(JEGS第13章参照)
2 金属については、放出された固体金属の破片の平均直径が100マイクロメートル[0.004インチ]を超える場合、固体形態の放出の報告は必要ない。示されたRQは、より小さな粒子に適用される。
3 非特定発生源有害廃棄物の詳細な説明は、表16.5に記載されている。
4 出典：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年10月16日法律第117号)、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号、平成30年2月21日改正)。

県PFAS調査

普天間飛行場周辺のPFAS水質調査

- 50ng/l 以下 ● 50ng/l 超過
- ▲ 地下水の流れ(推定)



23年度調査 (単位: ng/l)			
PFOS	4200	PFHXS	1500
PFOA	330	6:2FT	310
6300 ng/l			

県は汚染源の特定に向けて本年度も調査地点を追加してモニタリングする。基地周辺のPFAS汚染をめぐり県は、汚染源が米軍基地である蓋然性が高いとして、基地内への立ち入り調査や米軍による原因究明や対策の実施を求めている。

米軍普天間飛行場の周辺で高濃度の有機フッ素化合物 (PFAS) が検出されている問題で、県が実施した2023年度の水質モニタリングの調査地点1カ所から、発がん性が指摘されているPFOSとPFHXSが1ヶ当たり合計4500ナゾ(ナは10億分の1)が検出された。国の暫定指針値 (PFOSとPFHXS合計1ヶ当たり50ナゾ) の90倍。この地点は、同飛行場の下流側に位置している。4月に公表された専門家会議の報告書で明らかにになった。

普天間下流、指針の90倍
基地消火施設に近接

汚染低減を根拠に基地内調査を拒否したこと

が11月までに明らかにしている。これを受け県は13日、環境省に照会したが「日米合同委員会が協議中の内容は回答できない」と答えたとしている。4500ナゾが検出された地点は、基地内にある消火訓練施設の下流側に位置する。PFOSとPFHXSのほか、PFHXSなども高濃度で検出されPF

AS4種は合わせて6300ナゾとなった。下水と共に飛行場の下流側に流れ、石灰岩に残留したとみている。PFOSやPFHXSを含む泡消火剤は21年10月までに処分されたとするが、PFASは地下水の流れをシミュレーションした。県は高濃度で検出された要因として、普天間飛行場内で地表面から琉球石灰岩の地下に

令和4年度公共用水域及び地下水のPFOS及びPFOA調査結果一覧

都道府県	政令市	地点区分	地点名	河川・潮沼・海域名	PFOS (ng/L)	PFOA (ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)
大分県	大分市	地下水			0.1	< 0.2	0.3
	大分市	地下水			0.9	1200	1200
	大分市	地下水			0.7	320	320
	大分市	地下水			0.7	24	24
	大分市	地下水			1.6	32	33
	大分市	地下水			0.4	1.6	2
	大分市	地下水			0.6	1.3	1.9
	大分市	地下水			0.6	1.9	2.5
	大分市	地下水			0.3	0.9	1.2
	大分市	地下水			1.3	3.8	5.1
	大分市	地下水			1.3	1.2	2.5
	宮崎県	宮崎市	相生橋	大淀川下流	-	-	< 10
	宮崎県	宮崎市	柳瀬橋	本庄川下流	-	-	< 10
	宮崎県	宮崎市	龍慶橋	清武川上流	-	-	< 10
	宮崎県	宮崎市	木崎橋	清武川下流	-	-	< 10
	宮崎県	宮崎市	天神橋	加江田川	-	-	< 10
	宮崎県	宮崎市	石崎橋	石崎川	-	-	< 10
	鹿児島県	鹿児島市	南田橋	鵜田川	< 1	< 1	< 5
	鹿児島県	鹿児島市	第二島ヶ崎橋	新川	1	2	< 5
	鹿児島県	鹿児島市	黒島原橋	箱崎川	< 1	1	< 5
鹿児島県	鹿児島市	河川	潮見橋	和田川	< 1	< 1	< 5
	鹿児島市	河川	新永田橋	永田川	< 1	< 1	< 5
	鹿児島市	河川	松方橋	甲斐川	1	< 1	< 5
	鹿児島市	河川	トクガ一	不明	9.2	10	19
	鹿児島市	河川	天願橋上流接線水路上流	不明 (2)	240	49	300
	鹿児島市	河川	屋嘉地区の小河川	不明 (3)	10	38	49
	鹿児島市	河川	屋嘉地区の小河川上流	不明 (3)	2.8	3.9	6.8
	鹿児島市	河川	金武町排水路上流	不明 (3)	230	22	250
	鹿児島市	河川	金武町排水路合流点	不明 (3)	110	14	120
	鹿児島市	河川	ルーシー河橋	天願川 (9.9)	49	29	78
鹿児島県		河川	御山ぬ川橋	天願川 (9.9)	30	20	51
鹿児島県		河川	天願橋	天願川 (9.9)	27	16	43
鹿児島県		河川	復興橋	天願川 (9.9)	56	39	95
鹿児島県		河川	天願川中流接線水路	天願川 (9.9)	3.1	2.5	5.7
鹿児島県		河川	川崎川上流西側支流南	天願川 (9.9)	740	140	880
鹿児島県		地下水	宜野湾市		1000	130	1100
鹿児島県		地下水	宜野湾市		770	110	890
鹿児島県		地下水	宜野湾市		52	16	69
鹿児島県		地下水	宜野湾市		45	15	60
鹿児島県		地下水	宜野湾市		330	41	380
鹿児島県		地下水	宜野湾市		220	35	260
鹿児島県		地下水	宜野湾市		22	11	34
鹿児島県		地下水	宜野湾市		34	11	46
鹿児島県		地下水	宜野湾市		900	130	1000
鹿児島県		地下水	宜野湾市		660	92	760
鹿児島県		地下水	宜野湾市		47	17	65
鹿児島県		地下水	宜野湾市		17	6.3	24
鹿児島県		地下水	宜野湾市		16	4.6	21
鹿児島県		地下水	宜野湾市		14	7.9	22
鹿児島県		地下水	宜野湾市		180	29	210
鹿児島県		地下水	宜野湾市		110	18	130
鹿児島県		地下水	宜野湾市		400	30	430
鹿児島県		地下水	宜野湾市		570	34	610
鹿児島県		地下水	宜野湾市		31	5.3	37
鹿児島県		地下水	宜野湾市		49	6.6	56
鹿児島県		地下水	宜野湾市		1100	320	1400
鹿児島県		地下水	宜野湾市		730	240	980
鹿児島県		地下水	宜野湾市		240	100	340

令和4年度公共用水域及び地下水のPFOS及びPFOA調査結果一覧

都道府県	政令市	地点区分	地点名	河川・湖沼・海域名	PFOS (ng/L)	PFOA (ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)
沖縄県		地下水	宜野湾市		450	150	610
沖縄県		地下水	宜野湾市		28	6.2	34
沖縄県		地下水	宜野湾市		9.9	4.3	14
沖縄県		地下水	宜野湾市		65	34	100
沖縄県		地下水	宜野湾市		51	30	81
沖縄県		地下水	宜野湾市		14	4.6	19
沖縄県		地下水	宜野湾市		4.9	3.6	8.6
沖縄県		地下水	宜野湾市		< 0.3	< 0.3	< 0.6
沖縄県		地下水	宜野湾市		4.2	< 0.3	4.3
沖縄県		地下水	宜野湾市		62	16	79
沖縄県		地下水	宜野湾市		45	13	58
沖縄県		地下水	宜野湾市		17	5.4	23
沖縄県		地下水	宜野湾市		33	8.5	42
沖縄県		地下水	嘉手納町		180	34	210
沖縄県		地下水	嘉手納町		180	36	220
沖縄県		地下水	嘉手納町		880	74	950
沖縄県		地下水	嘉手納町		940	68	1000
沖縄県		地下水	嘉手納町		1700	160	1900
沖縄県		地下水	嘉手納町		1500	180	1700
沖縄県		地下水	嘉手納町		1600	150	1800
沖縄県		地下水	嘉手納町		620	110	730
沖縄県		地下水	嘉手納町		960	77	1000
沖縄県		地下水	嘉手納町		850	78	930
沖縄県		地下水	嘉手納町		1200	90	1300
沖縄県		地下水	嘉手納町		1000	83	1100
沖縄県		地下水	嘉手納町		1700	180	1900
沖縄県		地下水	嘉手納町		1600	190	1800
沖縄県		地下水	嘉手納町		1800	220	2100
沖縄県		地下水	嘉手納町		1400	200	1600
沖縄県		地下水	嘉手納町		770	120	900
沖縄県		地下水	嘉手納町		680	100	790
沖縄県		地下水	嘉手納町		1000	120	1200
沖縄県		地下水	嘉手納町		1300	120	1500
沖縄県		地下水	嘉手納町		250	26	280
沖縄県		地下水	嘉手納町		250	22	280
沖縄県		地下水	嘉手納町		570	43	610
沖縄県		地下水	嘉手納町		500	37	540
沖縄県		地下水	西原町		920	72	990
沖縄県		地下水	西原町		55	7.4	63
沖縄県		地下水	中城村		38	5.3	43

※地下水については同地点で複数回の測定があるため、必ずしも調査地点数と調査数が一致するとは限らない。

PFAS 2 種 有害 指定 米、汚染浄化費を強制回収

米環境保護庁（EPA）は19日、発がん性が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）のうち、PFEOAとPFHOSの2種類を、汚染者による浄化のための費用負担などを定めた包括的環境対策補償責任法（通称・スーパーファンド法）に基づき有害物質に指定したと発表した。汚染の調査や浄化にかかる費用を政府が負担し、PFASが検出されて回収できるようにするなど、PFAS対策がより強化される。

米軍基地を抱える沖下などから高濃度のPFASが検出されて、基地内を含めたPFASが検出されて調査や浄化を求める声の報告などを義務付け

が上がつている。米本国でのPFAS規制強化が在日米軍基地にどのような影響を及ぼすかが焦点だ。

発表によると、PFASを1%以上流出した事業体に、24時間以内に州やコミュニティの緊急対応担当者への報告などを義務付け

た。連邦機関に対しては、譲渡や売却する所有地でPFASの貯蔵や放出または廃棄の通知などを求める。将来も含め、汚染の浄化が必要になった場合に浄

化するとの誓約書を求める規定もある。EPAは、21年にPFAS対策のロードマップを策定し規制の枠組みを整えてきた。今年4月には強制力を伴

う全国基準として、飲用水の濃度基準をPFOSとPFOAは各1億当たり4ナゾ（ナノ）に、世界的にも厳しい水準に設定した。（慶田城七瀬）

「在沖米軍、責任明確化を」

高濃度検出調査進まず

PFAS有害指定

米環境保護庁（EPA）が有機フッ素化合物（PFAS）のうち
PFOAとPFOSの2種類をスーパーフアンド法に基づく有害物
質に指定した。米本国で規制強化が進む一方で、沖縄の米軍基地周
辺では高い値でPFASが検出されているにもかかわらず基地内で
調査できていない現状がある。沖縄のPFAS問題に詳しい専門家
や市民団体も動向に注視している。

（1面に関連）

環境団体 規制強化に注目

米国内のPFAS規制 報と、浄化の措置を報告
の動向を追う環境保護団
体「エンバイロメンタル
・ワーキング・グループ
（EWG）」は、今回の
指定により、汚染が深刻
な米軍基地をEPAによ
る浄化の優先リストに追
加しやすくなるほか、基
地閉鎖後に国防総省が民
間の開発業者に土地を売
却する際、基地で発見さ
れたPFASに関する情

報と、浄化の措置を報告
しなければならなくなる
として注目している。
在日米軍が環境保全に
ついて定める日本環境管
理基準（JEGS）は、
日米双方の基準のうち厳
しい方を採用するとの原
則がある。23日の会見で
伊藤信太郎環境相は今回
の発表に「さまざまな機
会を捉えて（EPA）と
情報交換をしてまいりた

理基準（JEGS）は、
日米双方の基準のうち厳
しい方を採用するとの原
則がある。23日の会見で
伊藤信太郎環境相は今回
の発表に「さまざまな機
会を捉えて（EPA）と
情報交換をしてまいりた

情

情報交換をしてまいりた

用語

米スーパーフアンド法 1978年に
米国のラブキヤナル運河で起きた有害化
学物質による汚染事件を機に制定された。汚染の
調査や浄化を米国環境保護庁が行い、浄化の費用
負担を、有害物質に関与した施設所有者や管理者
のほか輸送業者や融資した金融機関までの潜在的
責任当事者が負うという責任範囲の広さが特徴。

でアプローチをする必要
性を指摘する。跡地の
「支障除去」について定
めた跡地利用特措法で適
用される土壌対策法や水
質汚濁法ではPFAS汚
染は想定されていない。
河村代表は「日本全体
のPFAS汚染に対して
も、米国同様に汚染者の
責任の明確化や浄化を進
めるため、跡地利用特措
法の改正などが必要だ
が、沖縄は基地の返還跡
地の問題も射程に、米
国の今回の動きを活用し
ていくことが求められる
」と話した。（慶田城七
瀬、嘉数陽）

い」と述べたが、JEG
Sに盛り込むことを米側
に求めるかについて踏み
込んだ回答はなかった。
PFAS調査のための
米軍基地への立ち入りを
求めて要請を続ける宜野
湾ちゅら水会の町田直美
代表は「米軍が目の前に
いるのに調査がされない
のは歯がゆい。汚染者が
負担するという原則を、
海外に米軍基地のある地
域と連帯して訴えていき
たい」と求めた。

県内の環境調査団体イ
ンフォームド・パブリッ
ク・プロジェクト（IPP
P）の河村雅美代表は、
飲み水だけでなく過去に
使用していた有害物質が
負の遺産として残ってい
るという「レガシー汚
染」の汚染地という視点

防衛相「米側から前例のない情報提供」

これで安全納得する。

昨年11月のオスプレイ墜落事故から1カ月余。詳細な原因は今も明かになつていない。

今年2月、米NBCコ
ースが「ギアボックス」によ
る事故の可能性が検証され
てくる」で報じ、NONO

年7月以降、ギアボックス内で金属片が見つかった事例が少なくとも7件あったと指摘した。日本でも昨年

8月、陸自オーストラリアでギ
アボックス内の金属片を知
らせるツプが点灯し、航
空自衛隊静浜基地（静岡県

焼津市)に予防着陸して、
る。

墜落事故の原因について「前例のない初めてのクー」
「入」とし、それまでの事故
とは無関係であるとの見解

を示したと報じた。
木原防衛相も同月の記者
会見で「これまで米側が
事故の状況や原因、安全

策について、前例のないヘルドで詳細な情報提供を受けた」と説明。だが「米側



米国のオーストラリア国防費支出の増進を促
ける米国防費増=20%、米ハワイで（共同）



米軍翌日間飛行場に着陸する米海
兵隊MⅤ22オスプレイ
＝3月、沖縄県真野湾市で

生産終了の臆測→転 2070年代まで運用？

から、事故調査委員会の調査には訴訟や懲戒処分などへの対応に關するところも含まれるため、報告書が公表されるまでは米国内法上の制限にのり、詳細について対外的に明らかにするとはできないなどの説明も受けられている」とい、具体的な原因は明かされなかった。

「上院特報部」の取材に防衛省は「特定の部品の不具合が発生したことが事故の原因であると認識して、い」「など」と院内集会と回し、様々に回答。在日米軍司令部広報部からは期限までに回答がなかった。

代わりの機種なし

米外交・安全保障専門誌「東京特派員の高橋浩祐氏は「詳細は事故調査報告書の公表を待つしかない」とした上で「今回、『前例のない』といつたがキーンと」なっている。再開のためには大抵だけ説明した形だ

空軍、海軍の運用を止める
いざとてきない」と判断し、
再開に踏み切ったのだら
う」とみる。「特殊な機体
だけに、他に代用できる機
種がない。背に腹は代えら
れないといふことだ」

次世代機計画なし

当初は多くの国がオスマ
ンと導人に関心を示した
が、米国以外で実際に購入
したのは日本だけ。米国で
も昨年、空軍、海兵隊、海
軍がいずれも議会に新機購
入予算を要求したかっただ
け、生産終了も取り沙汰さ
れた。だが、今年5月には
米軍事専門サイト「ディフ
ュージョン・ニュース」が、米
海兵隊幹部の話として、機
体の寿命を延ばす研究をし
た上で、オスマンへの運用
期間を2070年代まで延
長するようを検討している
と報道した。

青木氏は「次世代機の開
発計画が立てられておら

「抑止力に頼らず緊張緩和を」

が、危機感だけがあらわれ、安全と主張することゝ、い。寿命を延ばして今後にも、納得できない人は多いはず、そのような資金もな

一方、航空評論家の青木謙次氏は「すべて事故原因がまびらかになつたから運用が再開されたわけではなく、これ以上海兵隊や（政治学）は『本当に中国に對

空軍、海軍の運用を止める
ことができないと判断し、
再開に踏み切ったのだら
うとみる。一時特殊な機体
きあと数十年を使い、続け
る。

だけに、他に代用できる機種がない。背に腹は代えられないといふのだ」

当初は多くの国がオスマン
し、導人に関心を示した
が、米国外で実際に購入
が自立できていないのに

したのは日本だけ。米国で
も昨年、空軍、海兵隊、海
軍がいずれも議会に新艦
購入を要求しかつたた
の努力を政府、国民がもつ

め、生産終了も取り沙汰されなかった。だが、今年5月には米事業専門サイト「ライオンズ・エクス」が、米

海兵隊幹部の話として、機
体の寿命を延ばす研究をし
た上で、オスプレイの運用
期間を2070年代まで延
ばすことも参加。一つの機
種

長ずることを検討している
と報道した。
青木氏は「次世代機の開
発計画が立てられておら
ない証拠でもある。やはり
害か全国規模で広がって
集めることは少ない。被
の事故がこれほど関心を

本政府が米国の矢面に立
つべき問題だ。(本)

気候変動外交

気候変動問題は、一刻を争う国際社会の重要な課題です。国際社会では、1992年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、1995年より毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、世界での実効的な温室効果ガス排出量削減の実現に向けて、精力的な議論が行われてきました。外務省は、経済産業省、環境省等の関係省庁と協力しながら、この重要分野における国益を増進すべく、交渉に臨んできました。

このような中、2015年12月、フランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においては、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。この合意により、京都議定書の成立以降長らく我が国が主張してきた「全ての国による取組」が実現しました。2021年10月から11月に英国・グラスゴーで開催されたCOP26においては、COP24からの継続議題となっていたパリ協定6条（市場メカニズム）実施指針等の重要議題で合意に至り、パリルールブックが完成しました。また、削減目標の引き上げの重要性に合意するなど大きな成果があがりました。我が国は、引き続き、世界の脱炭素化に向けて、国際社会をリードしていきます。

このページでは、気候変動に関する国際枠組や日本の取組について紹介しています。

また、気候変動問題とエネルギー問題は、表裏一体の重要な課題です。外務省においては、最近のエネルギーをめぐる国際的議論の流れを踏まえつつ、エネルギー外交、とくに再生可能エネルギー外交も積極的に推進しています。



地球環境

気候変動問題と日本の取り組み

平成23年11月

気候変動問題は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題であり、国際社会の一致団結した取組の強化が急務となっている。2007年11月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書統合報告書が公表され、各国が現在の気候変動の緩和政策および持続可能な開発を実践しても、世界の温室効果ガス排出量は今後数十年間増加し続け、温室効果ガスの排出が現在以上の速度で増加し続けた場合、21世紀にはさらなる温暖化がもたらされ、その規模は20世紀に観測されたものより大きな可能性が非常に高いと予測しており、この問題の深刻さと速やかな対応の必要性を示唆した。

気候変動問題に対処するための国際的な法的枠組みは、各国の基本的な取組を規定する気候変動枠組条約（注1）、同条約を受けて先進国に対して2008年から2012年の温室効果ガスの具体的な排出削減目標等を定める京都議定書（注2）が採択されている。現在、2012年に終了する京都議定書第一約束期間後、即ち2013年以降の排出削減の在り方及び次期枠組み構築に関する交渉が、国連の下で行われている。

京都議定書は、排出削減に関する各国の具体的な義務を定めたという点で画期的であるが、同議定書には、世界全体の排出量の約2割を占める米国が参加せず、同じく約2割を占める中国が排出削減義務を負っていない等、排出削減義務を負う国の排出量は世界全体の約3割に過ぎないという点で不十分である。世界全体での温室効果ガスの排出削減を実現するためには、すべての国が排出削減に取り組む必要があり、先進国が大幅な排出量の削減を達成することによって世界全体の取組を主導する必要があるが、同時に、途上国、特に排出量の大きい主要途上国は、その責任と能力に応じて、排出削減のための行動をとる必要がある。

2009年9月、鳩山総理（当時）は国連気候変動首脳会合において、先進国は率先して排出削減に努める必要があるとの観点から、日本も長期の削減目標を定めることに積極的コミットしていくとともに、中期目標についても、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、すべての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス排出量を1990年比で言えば2020年までに25%削減することを目指すと発表した。その後、排出削減等の気候変動対策に取り組む開発途上国、及び気候変動の悪影響に脆弱な開発途上国を広く対象として、国際交渉の進展状況を注視しつつ、2012年末までの約3年間で、官民合わせて1兆7,500億円（おおむね150億ドル）規模の支援（うち公的資金1兆3,000億円（おおむね110億ドル））を実施することを気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）の場において発表した。この発表は、各国から歓迎されるとともに、交渉の進展に弾みを付けた（参考：『鳩山イニシアチブ』における2012年末までの途上国支援について（PDF）[外部リンク](#)）。日本はこの方針に基づき、2011年10月末現在で125億ドル以上の支援を既に実施している。（資料）

国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）においては2013年以降の国際的な法的枠組みの基礎になりうる、包括的でバランスのとれた「カンパニ合意」が採択された。これにより、我が国が目指す、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築という目標に向けて交渉が前進した。本年末に南アフリカ・ダーバンにて開催される気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）に向けて引き続き国際交渉においてリーダーシップを発揮していく。

（注1）気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の増大が地球を温暖化し自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを背景に、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、1992年の地球サミット（UNCED、於リオ・デ・ジャネイロ）で署名のため開放された条約。1994年に発効。現在我が国を含む195カ国及び欧州連合が締結（平成23年11月現在）。

（注2）京都議定書

気候変動枠組条約の目的を達成するためCOP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）で採択された議定書。先進国等に対し、温室効果ガスを1990年比で、2008年-2012年に一定数値（日本6%、米7%、EU8%）を削減することを義務づけている。また、右削減を達成するための京都メカニズム等を導入、ロシアの締結により発効要件が満たされ、平成17年2月16日に発効。我が国は平成14年6月4日に締結。現在192カ国及び欧州連合が締結（平成23年11月現在）。